

雇用管理改善に関する取組事例

ここに掲載した事例は、独立行政法人労働政策研究・研修機構の「パート、契約社員等の正社員登用・転換制度—処遇改善の事例調査」より、抜粋(一部加工)したものです。参考にしてください。

1 安定的な雇用関係に配慮した雇用環境の整備について

A旅行会社では、1年ごとに契約を更新しています。更新の可否は、年間の人事考課により、一定の点数以下を更新しないこととしています。

2 労働条件等の改善のための措置について

A旅行会社では、労使で、契約社員を「地域(転居転勤なし)で日常的業務の運営を担う人材」に位置づけると整理しました。労組も、正社員と契約社員の働き方や役割の違いを明確にすることを前提に、賃金面に相違があることを受け容れました。契約社員は、月給制で、賞与も成果業績評価に基づき年2回支給しています。

B社(衣料品等の小売りチェーン)では、すべての社員に均等に仕事、能力開発の機会を与え、成果主義を徹底しています。正社員の処遇体系を職務給へ移行し、正社員と非正社員の人材活用の仕組みや処遇制度を一本化しました。ただし、正社員と非正社員で同じ仕事をしていても、転居転勤の有無や労働時間の制約などの理由に基づく処遇上の差はあります。年収水準は、非正社員係マネージャーは、正社員係マネージャーの7割程度としています。賞与は正社員、非正社員とも業績連動型としています。

C信用金庫では、フルタイムで働く契約社員の時給を、派遣会社に支払う水準を目安に設定しています。賞与は、年間53万円を上限に支給しています。

D労働金庫では、有期契約労働者の職務は役職につかない担当職までに限定し、月給のほか、諸手当(家族手当、住宅手当は除く。)、賞与、退職金を支給しています。福利厚生や教育研修も正社員と同様にしています。

3 キャリアパスへの配慮等(正社員登用)について

A旅行会社の正社員登用試験は、毎年一定の資格以上の人は受験可能で、1次試験(適性検査)と人事考課、2次試験(プレゼンテーション試験)で構成しています。過去に学科試験もありましたが、登用機会を拡充するため廃止しました。

C信用金庫の正社員登用は、直近3期の能力評定、成績評定が一定水準以上で、指定する通信講座の中から3科目を受講済みであり、昇格試験(筆記、論文、面接)に合格することを要件としています。登用後は、職能給が一般職の3等級(20代の正社員レベル)から始まり、基本給はパート職員の勤続も通算しています。

E社(消費者金融・不動産賃貸業)では、正社員登用制度を設け、登用後は、正社員の中堅社員(下から2つめのグレード)に格付けし、賞与も支給されます。年収も約1.2倍になります。

4

教育訓練・能力開発の機会の付与について

B社では、非正社員の定着が重要な課題となっており、正社員転換制度のほか、多様な能力開発の仕組みを整備しています(各店舗にPC教育システムを配備し、自主研修を可能としています。また、専門技能を修得するためのスキル研修を実施しているほか、係マネージャーに対する研修を強化し、年間1人当たり3~4回実施しています。)

C信用金庫では、多様化、複雑化する日々の業務に対応してもらうため、パート職員にも正社員同様の自己啓発奨励金制度を適用しています。指定する通信講座を一定の修了条件でクリアした場合、受講料を数千円~1万円程度補助しています。また、指定する検定試験に合格した場合は、受講料を全額支給しています。さらに、通信講座修了者や検定試験合格者に、上限3万円程度の奨励金を支給しています。

本ガイドラインに関するお問い合わせ先は、以下のとおりです。

ガイドラインの内容・職安法について.....各都道府県労働局職業安定部又は **ハローワーク**
 基準法・契約法・雇止め告示・安衛法について...労働基準監督署
 均等法・パート法・パート指針・育介法について...各都道府県労働局雇用均等室



各都道府県労働局職業安定部電話番号

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2311 (内線3674)	東京	03-3512-1653	滋賀	077-526-8609	香川	087-811-8922
青森	017-721-2000	神奈川	045-650-2801	京都	075-241-3268	愛媛	089-941-2940
岩手	019-604-3004	新潟	025-234-5927	大阪	06-4790-6300	高知	088-885-6051
宮城	022-299-8061	富山	076-432-2793	兵庫	078-367-0802	福岡	092-434-9801
秋田	018-883-0007	石川	076-265-4427	奈良	0742-32-0208	佐賀	0952-32-7216
山形	023-626-6109	福井	0776-26-8609	和歌山	073-488-1160	長崎	095-801-0040
福島	024-528-0250	山梨	055-225-2857	鳥取	0857-29-1707	熊本	096-211-1703
茨城	029-224-6218	長野	026-226-0866	島根	0852-20-7016	大分	097-535-2090
栃木	028-610-3555	岐阜	058-263-5563	岡山	086-801-5103	宮崎	0985-38-8823
群馬	027-210-5007	静岡	054-271-9950	広島	082-502-7831	鹿児島	099-219-8711
埼玉	048-600-6208	愛知	052-219-5505	山口	083-995-0383	沖縄	098-868-1655
千葉	043-221-4081	三重	059-226-2305	徳島	088-611-5387		

上記、各都道府県労働局職業安定部以外の連絡先については、厚生労働省ホームページをご確認下さい。

- ハローワーク** <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>
- 労働基準監督署** <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>
- 雇用均等室** <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/index.html>